

第4回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第66号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第63号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合理約の変更について
- 第 5 陳情第12号 川内原発1号機2号機の再稼動に反対し廃炉を求める陳情
- 第 6 陳情第14号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情
- 第 7 陳情第15号 川内原発1、2号機の再稼動並びに3号機増設白紙撤回についての陳情
- 第 8 陳情第16号 川内原発1、2号機の再稼動に反対する陳情
- 第 9 陳情第18号 川内原発1、2号機の再稼動を認めないことを求める陳情
- 第10 陳情第19号 川内原発1、2号機の再稼動に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情
- 第11 陳情第20号 川内原発の拙速な再稼動に反対する陳情
- 第12 陳情第2号 市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼動に反対する意見書の採択を求める陳情
- 第13 議案第65号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第67号 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約の締結について
- 第15 議案第69号 指定管理者の指定について
- 第16 陳情第4号 「手話言語法の制定を求める意見書」の提出を求める陳情
- 第17 議案第68号 いちき串木野市営駐車場条例及びいちき串木野市駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 公下水特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 予算議案第5号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 第20 議案第70号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第71号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 予算議案第6号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第23 簡水特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 公下水特予算議案第3号 平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 2 5 療特予算議案第 3 号 平成 2 6 年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 6 水道予算議案第 2 号 平成 2 6 年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第 1 号）
追加日程第 1 意見書案第 6 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
第 2 7 閉会中の継続審査について
第 2 8 閉会中の継続調査について
第 2 9 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	満菌健士郎君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	白井喜宣君
教	長	有村孝君	市来支所長	逆瀬川正君
総務課	長	中屋謙治君	消防長	深山龍朗君
政	長	田中和幸君		

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった監査報告第4号について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1 議案66号

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第66号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、西別府治議員の退席を求めます。

[11番西別府 治君退席]

○議長（下迫田良信君） 教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案1件、及び陳情1件の計6件であります。

去る12月16日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

それでは、ただいま議題とされました議案第66号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、去る11月10日に一般廃棄物管理型最終処分場建設工事に係る公募型指名競争入札を執行したことによるもので、入札の結果、契約金額8億245万8,959円で植村・西別府弘・国料特定建設工事共同企業体、代表者、鹿児島市伊敷五丁目9番8号、株式会社植村組、代表取締役桑原宏志を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことで、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決

を求められたものであります。

なお、工期は、議会の議決の日から平成29年2月28日までとのことであります。

審査の中で、埋立地の一番下に敷く遮水シートの安全性について質したところ、今回の工事では2層の遮水シートと3層の保護マットを組み合わせた5層構造の遮水シートを使用する。シートが破れたり、漏れが生じないように、非常にかたく、裂けに強い高密度ポリエチレンシートを使用するとのことで、あわせて保護マット中に通電マットを設置し、漏水を感知するシステムにより安全対策を講じるとの答弁であります。

また、埋め立て期間を15年と計画しているが、それ以上に延ばすことはできないのかと質したところ、建設に当たっては、環境省の基準に照らして15年を目安として建設を進めているが、埋め立て量により最終処分場の延命は十分に考えられるとの答弁であります。

また、入札に際してのJV、いわゆる特定建設工事共同企業体の組み方について質したところ、今回の入札では、建設工事に関する建設共同企業体取扱要綱に基づき、市内業者の土木工事一式のAランク2社と市外業者1社が組む形でのJVによる募集を総合評定等の条件を付して行ったとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第66号についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（福田道代君） 今回の報告の中で、焼却炉の灰を入れるということで最終処分場なんですけれども、その内容で、ダイオキシンという問題については論議をされたのかどうかということと、それともう一つ、この最終処分場、管理型の処分場建設の9億円というのはどの部分に当たるのかということを説明をお願いしますか。

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま御質問

いただきましたダイオキシンの特化しての審議はしておりません。9億円がどの部分に当たるかということですが、工事全般に当たるということでありませ

○3番（福田道代君） 一番やはり焼却炉の問題として、ダイオキシンというのが焼却炉から出るということでは、全体の80%の空気中に出るものとして、大変怖い毒性のあるものだと言われているんですが、その点が具体的な論議がなかったというのは、少し残念な思いがいたしますけれども、そういう内容と、あともう一つ、どの部分かと言ったら、言ったら出水を抑えるということでは28億円ですかね、というお金が出て。別に67号ですかね、あるんですけども、その全体的な部分というか、どの部分をやったのかというのがちょっとわからないんですけども。

○教育民生委員長（東 育代君） 66号につきましてはオープン方式でやるという工事のことでございまして、さっき質問のあったことは、67号のほうで委員会のほうでは議論しております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。

議案第66号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負契約の締結について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） おはようございます。

議案第66号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負契約の締結について、今回議案となっておりますこの管理型最終処分場は、現在使用中の最終処分場があと数年で満杯になるということで建設をされるものです。総額28億円というお金をかけて、5年がかりで造成される施設ですが、完成後15年程度しか利用できないとお聞きをいたしております。

焼却炉で燃やした残渣、残りかすですけれども、及び不燃ごみと一緒に埋められるというような施設です。青酸カリの1万倍の毒性があると言われるの

かダイオキシンですが、このダイオキシンの主要な発生源が焼却工程にあって、一般廃棄物焼却施設がその約80%と推定をされております。この猛毒のダイオキシンを含む焼却残渣によって、最終処分場が15年程度で満杯になるということ、このことはごみの処理をどこの自治体も頭を悩ませている問題と関連をしております。

市長は昨年9月議会で、私の先輩の東勝巳議員の質問に対して、今後、いずれの自治体においても自然循環型、しかも効率のよい、自然に優しい、安全といった方向を模索すべきで、そのような形になっていくことが望ましい、目指すべきだと答弁をされておられます。こうしたごみ処理の方向を目指すのであれば、このような大規模な最終処分場が本当に必要なかどうか、このことは今後考えていく必要があるのではないのでしょうか。

しかも、最終処分場建設について川上地域の周辺住民の協議会がつけられたとのことですが、ほとんど機能しておらず、年に一度程度の説明会が行われ、役員も毎年交代で、引き継ぎもされておられないような地域もあるようなことを耳にいたしております。市来の大里、湊町地域の人たちは、最終処分場について全く知らない、寝耳に水と驚かれていました。

遮水シートを5層にしているから安全だといっても、ゴムが劣化をするのは常識です。最終処分場のすぐそばに水道水の水源があり、特産の市来焼酎もこの地下水を使ってつくられている、そのような酒屋さんもございます。「食のまちいちき串木野」として売り出している本市として、安全安心な食のベースとなるおいしい水を汚すようなことはやめてほしいと、このように地域の方々は言われております。

そういう中で、もう一度、やはり市民の方々とともに考えていくべき内容だと思い、私は反対討論いたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の

方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

[11番西別府 治君入場着席]

△日程第2～日程第19

議案第62号～予算議案第5号一
括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第2、議案第62号から日程第19、予算議案第5号までを一括して議題といたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案1件、継続審査の陳情8件、新規の陳情1件の計13件であります。

去る12月15日、委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、平成26年12月2日に告示、14日投・開票の衆議院議員総選挙に係る予算措置に急を要したため、専決処分されたものであります。

説明によりますと、専決処分された平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）1,842万1,000円の主な内容は、期日前及び当日の投票管理者の報酬、投・開票事務従事者に要する時間外勤務手当、臨時職員の賃金、ポスター掲示板の作成及び洋上投票システム機器借上料などの選挙執行経費とのことであります。

委員の中から、選挙の公正を期すために、施設等での投票については注意を促すべきという意見や、今回の投票率の低さを踏まえ、選挙啓発の一環として投票者の分析を行うなど、結果を市民に周知し選挙に対する意識の向上を図ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第63号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、条文を整備するものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてであります。

本案は、肝付東部衛生処理組合の解散に伴う鹿児島県市町村総合事務組合からの脱退及び同総合事務組合が共同処理する事務のうち、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に枕崎市及び西之表市を加えることに伴い、同組合規約の変更について協議するため、議会の議決を求められたものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,652万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億4,273万5,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は、今回の補正の主要財源として6,011万1,000円を追加するものであります。

17款繰入金8,914万6,000円は、財政調整基金繰入金の追加であります。

20款市債1,267万5,000円は、消防施設整備事業債と臨時財政対策債を追加するものであります。ちなみに、平成26年度末の市債残高の見込みは219億3,889万8,000円で、このうち交付税措置率が61.1%、また合併特例債の活用は44億5,060万円で、活用率としては54.1%になるとのことです。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、市

制施行10周年記念事業としての市民歌作曲業務委託料100万円と、職員代替臨時職員に係る賃金等135万8,000円であります。

説明によりますと、来年度、市制施行10周年記念事業として市民歌をつくるための作曲委託料の追加であり、現在、7名の方を候補とし、選定委員会で選定作業を進めているとのことであります。

審査の中で、市民歌制定委員の人数と専門性について質したところ、委員数は10名で、市内の学校の音楽教諭や国語教諭などで構成されているとの答弁であります。また、本市在住の方を作曲家として選定してはどうかと質したところ、本市の出身者や観光大使など、本市にゆかりのある方を候補に挙げている。本市在住に限定しての選定はハードルが高いとの答弁であります。

3目電子計算機管理費は、平成28年度1月から社会保障・税番号制度がスタートすることに伴う地方公共団体が共同処理する中間サーバーの負担金であります。

6目企画費は、食の拠点エリア整備に伴う観光案内所等の設計業務委託料500万円、及び転入者住宅建設等補助金500万円の追加であります。

説明によりますと、総合観光案内所と特産品直売所を来年度建設予定であり、観光案内所、特産品直売所及び通路シェルターをレイアウトする基本設計と総合観光案内所等の実施設計の経費として追加するものであります。

また、転入者住宅建設等補助金は、当初10件分450万円を計上していたが、20件分950万円の決算見込みとなることから、その差額分を追加するものであります。

審査の中で、食の拠点エリア内の施設の設置場所について質したところ、市内での協議と今回運営されるNPOの要望にあわせて、観光案内所は奥のほうに設置し、その流れで手前の特産品直売所に立ち寄ってもらう配置となっているが、今後は基本設計をする中で、専門家の意見も聞きながら調整していきたいとの答弁であります。

10目共生協働推進費は、公民館安全灯施設補助金の追加であります。

2項徴税費 1目税務総務費は、法人市民税等に係る還付金について、決算見込みにより追加するものであります。

9款消防費 1項 3目消防施設費800万1,000円は、南薩地域6市で共同実施する消防・救急無線デジタル化に係る共通波整備事業の共同整備負担金の追加であります。

5目災害対策費は、災害時要援護者台帳管理システム改修業務委託料の計上であります。

説明によりますと、現在の災害時要援護者台帳を原子力災害に対応するため、バス避難時の一時集合場所及び避難先を表示するためのシステム改修経費とのことであります。

次に、第2条繰越明許費についてであります。

これは市制施行10周年記念市民歌制定事業など、四つの事業について、年度を繰り越し事業を執行するため、設定しようとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正についてであります。

いちき串木野市市民文化センターなど6施設の指定管理者の指定について、債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするものであります。

次に、第4条地方債の補正についてであります。

地方債は、緊急防災・減災事業費を800万円、臨時財政対策債467万5,000円増額し、起債の歳入限度額を24億7,402万9,000円としようとするものであります。

本案は、付託分について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成25年第4回定例会から平成26年第3回定例会までに付託され、継続審査となっておりました平成25年度分陳情第12号、第14号、第15号、第16号、第18号及び第19号、平成26年度分陳情第2号の計8件の陳情審査の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

これらの陳情は、川内原子力発電所1、2号機の再稼働に反対するものなど原発関連の陳情であり、本委員会においては陳情に対する参考人招致を行うとともに、行政視察を行うなど審査を続けてまいりました。

平成26年9月議会までの審査の中では、原発再稼働に当たっての最大の問題は避難計画であり、今の避難計画は、要援護者の対応や避難者の受け入れ体制など不十分なところが残されている。また、再稼働反対の署名も1万5,000人を超えていることなどを踏まえると、これを市民の声と受けとめ、議会として判断すべき時期であるという意見や、経済に悪影響を及ぼすことを理由に原発再稼働をやむを得ないとする意見もあるが、過酷な事故が起きたときは経済よりも市民の生命・健康を守ることが大事であり、原発から二十数キロ圏内に本市全域が含まれることから、再稼働反対ということで採決すべきであるなど、採決を求める意見が述べられる一方で、基本的には原子力に頼らない脱原発を目指すべきであると思うが、現状においては温暖化の問題、原子力を取り巻く情勢等を勘案すれば、原子力規制委員会の厳しい審査の経過を見ながら、本委員会として慎重に審議して結論を出していくべきという意見や、再生エネルギーが原発にかわる電源として確立されればよいと思うが、CO₂の問題、地球温暖化など、複合的なものを考慮しながら考えていくべきと思う。原子力規制委員会での審査結果を見てからでも遅くはない。という意見などが述べられ、結果、継続審査を求める委員が多数であったことから、継続して審議してまいりました。

12月15日の審査の中では、原発再稼働反対の1万5,000人の署名の方々の意向やそれぞれの陳情者の願意を考慮すると、もう少し審議を重ね慎重に考えるべきという意見や、鹿児島県及び薩摩川内市が容認したとしても、原発再稼働については簡単な問題ではない。事故は起こらないといったような軽率な考え方は適切でないと思う。まだ十分に審議をすべきである。という意見が述べられた一方で、鹿児島県と立地市である薩摩川内市が同意し、来春には1、2号機が再稼働しようとしている。本委員会としても判断すべき時期であるという意見や、1万5,000人を超す署名による反対の声がある一方、これからの電力需要や経済状況を考慮すると、原発稼働もやむを得ないという声もある。本議会として提出した意見書などを含め総合的に勘案すると、この時点で

本委員会として採決することも一つの方法ではないかという意見が述べられたのであります。

これら原発に関する8件の陳情については、継続審査を求める委員が少数であり、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第5号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第62号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって本案は承認されました。

次に、議案第63号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を

組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって本案は可決されました。

次に、陳情第12号川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情について、原口政敏議員の発言を許します。

〔15番原口政敏君登壇〕

○15番（原口政敏君） 私は陳情第12号川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉にする陳情に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

先般も一般質問でも述べたわけですが、我が国のエネルギー状況は、何と火力発電所が88%を占めてございます。今話題になっております太陽光、風力、水力、地熱を合わせましても12%も行かないのが現状でございます。

火力発電所の内訳を申し上げますと、石炭が30.3%、石油等が14.9%、天然ガスが43.2%となっております。このほとんどを諸外国から輸入をしております。2013年におきましては、何と27兆円という金額を諸外国から輸入をしているわけでございます。

また、資源にも限りがございます。今まさに、地球温暖化が全世界におきまして叫ばれているわけですが、最もこの火力発電所が悪影響を及ぼしていることは皆様方も御案内のとおりだろうと考えてございます。

今まさに国連のIPCCにおきましては、30年後には限度枠に達するとまで言われてございます。現在、国連のCOP20におきましては、日本の温暖化の対策を強力に求めておりますことは、皆様方も御案内のとおりであろうかと考えるわけでございます。

私はこの再稼働に対し、反対をされる皆様方の気持ちもよく理解をいたしております。私も一抹の不安は持っております。されど、日本の諸般の状況を考えますときに、安定的に電源を供給いたしますには、何と申しましても原発が必要ではなからうかという観点に立っているわけでございます。

しかしながら、原発は一日も早く、何かかわるエネルギーがあれば、一日も早くかえることを私も望んでいるところでございます。さらに九州電力におかれましては、再稼働に関しましては安全安心を第一に考え、また伊藤知事、各機関におかれましては、我が町の避難計画も不十分でございますので、それらのことを十分配慮をされますことを念頭に申し上げ、陳情第12号川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求めることに対しまして、反対をするものでございます。

この陳情に対しましては、賛否両論があることは十分私は理解をいたしているところでございます。しかしながら、今るる言いましたことを御判断を賜り、御賛同をいただきますことを心からお願いを申し上げます。反対討論とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） 次に、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 私は総務委員長の報告に反対し、原案に賛成する立場で討論をいたします。

陳情第12号は、川内原発の再稼働に反対をするものです。

さて、皆さん、福島原発事故から3年9カ月がたちました。いまだに12万5,000人を超える人たちが住みなれたふるさとを追われ、避難生活を強いられております。事態は収束をするどころか、放射性汚染水の水漏れが一層増加をする、そのような方向でますます深刻化し、昨日の南日本新聞には福島の子供たちの間に甲状腺がんが増加をしていると報道がされました。

安全な原発などは存在しない、人類と原発は共存できないという教訓を学び、福島の住民の苦しみや犠牲を決して無駄にせず、全ての原発から直ちに撤退すべきです。川内原発を再稼働の一番手にするの

ではなく、直ちに廃炉、原発ゼロの一番手にすべきです。そして、豊かな自然を活かした再生可能エネルギーへの推進を市として求めていくべきだと思います。

九州電力は火山噴火の予知について、予知できるという立場に立ち、一方、火山学者は予知できないと発言しています。住民の安全に責任を持つべき県知事は、予知できないという立場に立って考えるべきではないでしょうか。

しかし、11月の7日に開催された県議会本会議においては、伊藤祐一郎鹿児島県知事並びに鹿児島県議会は、県民の世論を一顧だにせず、九州電力川内原発の1号機、2号機の再稼働に同意をいたしました。今回の県知事の同意の根拠の一つとして、薩摩川内市を皮切りに行った住民説明会の状況とその参加者に対するアンケートの集計結果により、住民の理解が得られたと判断し、さらに宮澤経済産業相の来鹿時の、万が一事故が起こった場合には、国が関係法令に基づき、責任を持って対処する、というお墨つきをもらったからだと報道されています。

しかしながら、現在の福島の状態を放置している国の一方的な説明をうのみにし、住民説明会で提起された避難計画の不備、火山リスク、安全性など、住民から噴出する多くの不安、恐怖、疑問の声には答えようとせず、丁寧な説明もなされないままで、今回の同意はまさに住民の健康や命の安全、安心したこれからの生活を無視した愚かな行為、愚行と言わざるを得ません。

このような中で、ぜひとも今回のこの再稼働に当たって、私は市民の皆さん方と取り組んでまいりました。たくさんの方の再稼働はやめてほしいというこの声。この声を一身に受けて、市民の皆さん方、そして、また、ここに御参加の議員の皆さん方の再稼働に反対するこの賛同を心よりお願いを申し上げて、この場からの賛成討論といたします。

○議長（下迫田良信君） 傍聴の方々に申し上げます。拍手などは禁じられておりますので、御注意ください。

次に、田中和矢議員の発言を許します。

[2番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） 私は陳情第12号の川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情に対し、賛成する立場で賛成討論をやらせていただきます。

市民の1万5,600人以上にも上る再稼働をやめてほしいという市民の切実な気持ちを無視して、やはりいちき串木野市の議会がこういった陳情を反対される方がおられるというのは、非常に私としては残念に思います。

それで、やむなく推進、仕方がない、県知事初め皆さん、やむなくとか仕方がないというようなことを頭につけておっしゃいますが、ほかのことなら、子供じゃないですので、世の中というのはいろいろなことがあると思います。本当は、理想はこうであるけれども、やむなくこの件についてはBを選択すべきだとか、そういったことはあると思いますが、事、原発に関しましては、やはり私どものこの置かれた距離、位置、風向き等を考えると、どうしてもほかの200キロも300キロも離れている地域の方々の議会とは違うと思います。

しっかりと市民の声を聞いて、ぜひ再稼働に反対していただきたいと思いますし、前の反対討論をされた議員の考えをお聞きしましても、どうしても、やむなくとは言われても、経済的理由とかいろいろなことで仕方がないんだと言われますが、私はこのことに関しては、仕方がない、やむを得ないでは済まされないことだと、そういう案件だと思っております。

やはり皆さん、この件に関しては、二十数キロしか離れていない私たちのまち、いちき串木野市では、生命や健康、さらにふるさとを失ってしまうという大変な可能性のある原発に頼らずに、原発をやめて、自然再生エネルギー、そういったものを推進するように、ほかの議会は別として、いちき串木野市議会は声を大にして言うべきだと考えます。

例えば、いろんな太陽光発電の買い取りを途中でやめるとか、あるいは数量の制限をするとか、そういったことも、原発は、市長もさっきの一般質問に際してお答えにおっしゃいましたが、ない方がいいと、できるだけ早く原発による発電をやめて、原発

のない世界になることを願っているとおっしゃっております。そうであるならば、その理想に向かって、私たちは仕方がないではなくて、理想に向かって議会として意思表示をすべき立場の議会だと思えます。

ぜひ皆さん、再稼働を反対するだけではなくて、廃炉を求めて、それにかわる電力発電を懸命に努力する。どうも国の政策でも、口では原発をできるだけ早くなくしていきたいというふうに言いながら、本音は外国にまで原発の設備を輸出するとか、それからいろいろなことで自然再生エネルギーにかける予算、努力を余りさせずに、前のめりで原発による発電に向かっていると思えます。

ここにおられる議員さんも、もしこのまま再稼働を進めていって、もし何かありましたらどのように責任をとるとお考えなんでしょうか。市長さんをはじめ、主だった課長さんたちが今ひな壇におられますけれども、じゃあ実際に何かあったら、どのように責任を負う覚悟なんでしょうか。仕方がなかった、あれはやむを得なかった、国策だからしょうがないじゃないかでは済まされないとします。

やはり、この件に関しては仕方がないではなく、やむを得ないではなく、理想に向かって、いちき串木野市の議員全員が一丸となって、このような陳情第12号から陳情第2号までの8件についても、ぜひ皆さんの市民に対する責任という観点から、今こうして市議会議員として議場に送られている、市民の、住民の代表として、ぜひこういった陳情に全て賛成していただきたいと思えます。

賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第14号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

〔2番田中和矢君登壇〕

○2番（田中和矢君） 引き続き、陳情第14号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情に賛成の立場で、賛成討論をさせていただきます。

前の第12号と引き続き、重なってしまう面もあるかもわかりませんが、なるべく重ならないように発言したいと思えます。もし、重なる部分がありましたら、何とか原発をとめたいという熱意でございすので、どうか許していただきたいと思えます。

自然エネルギー政策に転換を求める陳情、これに反対の方というのがおられるんだろうかと思っております。ましては、何回も言いますが、私たちは20キロ圏内です。

さきに委員長報告にもありましたように、福島の見察にも行ってまいりましたが、五、六十キロの圏内でいまだに除染活動をされておりました。例の黒い袋に、15歳以下の子供は5メートル以内に近寄らないでくださいという注意をされた上で、私たちも見えてまいりました。

それから、NHKをはじめ、いろいろなドキュメンタリーで再三福島の実況を、今、選挙が終わってから特に、今さらという感じで報告、ドキュメントの番組があるようですが、こういったことはもっと早く放送してほしいなという考えがありますが、やはりそのような方も国策に刃向かうことは企業としての利益にも反することなんでしょうか、なかなか難しい面があるようです。

自然エネルギーによる発電をするというのは、先進地のドイツを参考にして、いろいろな問題があるにしても、難局を乗り越えて、安心して暮らせる、そういった国にしていくためにも、ましては、いちき串木野市は本当に近いところにあります。繰り返しますが、200キロ、300キロにあるところの市ではありません。

何か、原発を廃止する、再稼働をしなければ原発の仕事に携わっている方々の生活はどうなるんだと

おっしゃる方もおられますが、原発を廃炉にして、その廃炉にさえも四、五十年は廃炉の仕事でかかると、そのような大変なことをやるわけですので。逆に言いますと、30年40年間保証された職業というのが、この世の中にそうたくさんはないと思います。皆さんも議員であると同時に、それぞれの職業を持っておられて、本当に30年40年安心して心配しないで暮らしていける職業におつきの方が何人いらっしゃるのでしょうか。

そのことを考えますと、原発関係に従事している方が何万人もおられるかもしれませんが、その方々も結局はやはり、もし何か事故がありましたら逃げないといけないし、もう私は具体的に何ベクレルとか避難計画を云々というのは言うつもりはありません。一般質問のときにも、常に原発に対する物の考え方、市長の姿勢、そういったものをお尋ねをしてまいりました。

我々議員は、どのような職業であっても、やむなく推進という方も、これは原発に直接仕事にかかわっている土木建設業や電気関係の方でも、30年40年これから仕事はあるわけですから、長い将来、本当の幸せを考えると、経済効果とか経済とか株価とか、あるいはそういった銭金の問題ではないということを、しっかりと一人ひとりが考えていくべきではないかと思えます。

さきの一般質問のときにもありましたが、薩摩川内市は240億円、いちき串木野市は年間9,000万円ぐらいの電源三法による交付金がおりにいるそうですが、そのいちき串木野市が薩摩川内市の8分の1だというようなことで、どうせ再稼働をするならば、交付金、お金をもらわな損じゃらというふうにおっしゃる議員を何人も私は耳にしておりますが、そういった交付金に頼らないで、交付金はむしろ結構ですと。交付金は要らない、何とかすると。ぜいたくをしなければいいわけだし、最優先すべき命、ふるさとを守る。ましては、何か過酷事故がありましたら、風評被害を流布するなどおっしゃるかもしれませんが、いちき串木野の大きな産業であるつけあげ・かまぼこ、焼酎に関しても本当に売れなくなるし、ブドウやミカン、それから、牛を飼っている方

も大々的になさっている方もおられると思いますが、どうかそういったようなことを考えて、仕方なく推進、やむなく認めるということではなくて、再度言いますが、理想に向かって、私たちいちき串木野市の議員は胸を張って1、2号機の再稼働をとめたい。それから廃炉もやむなしということで、このような第14号の陳情に対する賛成に、ぜひ起立していただきますように重ねてお願いしまして、賛成討論を終わります。ありがとうございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、陳情第15号川内原発1、2号機の再稼働並びに3号機増設白紙撤回についての陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

[2番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） そろそろ簡潔にまいります。今までちょっと長引いてしまいましたが、なるべく短くやりますので、ちょっとしばらく聞いてください。

陳情第15号の3号機増設白紙撤回についての陳情に賛成の立場で討論をさせていただきます。

市長も3号機増設は反対だということを言明されております。後段のほうの3号機増設の白紙撤回については異存はなからうと思えます。

前段の川内原発1、2号機の再稼働を撤回。これは端的に言ひまして、私たちはこの再稼働をもう既に決まったことのように思われていますが、まだまだ二つの関門もありますし、今後、どういったことが発生するかわからないと思えます。現に阿蘇山も1,000メートル級の噴火をしています。それから、各地で災害も起きております。広島に災害にしても、

災害発生後2カ月程度すれば、何とか土木建設業や市当局、国の努力のおかげで復旧する見込みも立っております。同じように長野の雪のこと、四国の雪による災害、そういったものも全て、おおむね二、三カ月もあれば復旧することが可能です。

ところが、この原発の過酷事故が起こりますと、本当に2カ月や3カ月ではどうにもならない。立ち入ることさえもできない。勇敢な消防関係、自衛隊、それからいろいろな関係の方々も、事故があったときには50キロのところで一旦とまって、それは入っていけない。最終的には、東京消防庁の特別隊とか自衛隊は国の命令なので宣誓して、国のために命を捨てても命令を実行するというのでやる。そういった方々しか入っていけなかったわけですから。

ほかの台風とか雪の害、それから豪雨による災害があったにしても、ほかのものは概ね、先ほども言いますように、何カ月かすれば復旧する。金をかければ、あるいは大型の機材を投入すれば何とかなるということですが、原発による発電の方法は、そういったことは望めないです。

そのところをぜひ考えて、引き続き、あと1名の方が起立していただければ何とかありますので、今、揺れている議員の皆さん、何とか意を決して、理想に向かって、いちき串木野市の市民、住民、ふるさとを守るために、どうか勇気を振るって、起立して賛成していただきますようお願いしまして、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第16号川内原発1、2号機の再稼働に

反対する陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

〔2番田中和矢君登壇〕

○2番（田中和矢君） 陳情第16号の賛成討論をさせていただきます。

どうか、今、揺れに揺れておられる議員の皆さん、本当に真剣に考えていただいて。

○議長（下迫田良信君） 田中議員、本論を討論してください。

○2番（田中和矢君） そうですか。余計なことではなくて、一番大事なことだと私は思っております、発言させていただきました。後でおしかりを受けるなら、甘んじてお受けいたします。

四つ目の賛成討論なんですけど、このままでいいんでしょうか。このまま、いちき串木野市が、先日の委員会是不採択というのが新聞に大きく太文字で発表されてしまいましたけど、委員会では不採択でも、本会議では、我がいちき串木野市の議会は堂々と賛成に、陳情を支持してもらったというふうにならないことを期待しまして、今回はこれで賛成討論を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第18号川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

〔2番田中和矢君登壇〕

○2番（田中和矢君） 引き続き、陳情第18号再稼働を認めないことを求める陳情の賛成討論をさせていただきます。

いろんなことがあっても、全て頑張っていきたい

と思いますので、わずかの時間ですがよろしくお願
いいたします。

繰り返しになりますが、子供や孫を守る務めが私
たち大人にあります。その大人の代表であるいちき
串木野市議会の議員の方々、それから、その議会と
いろいろなことを意見を交えて頑張っていたいて
いる執行部の代表である市長にも、ぜひ、採決には
加われませんが、考えていただきたいと思います。
(「市長は関係ないんだよ」と言う声あり) いや、こ
れは私の考えですので、聞いていただきたいと思
います。

じゃあ議会の皆さん、仕方がないと言われますが、
電気代というのは決して安いものではないと思
います。エジソンが電気を発明しまして、これは本当に
世紀の大発明です。この電気代を余りに安易に安く
使おう、その考え方自体も私はおかしいと思っ
ています。電気代は高くても当たり前だと思
います。だから、電気を発電するために、コストを低くする努力
は当然必要であります。余りにも危険のリスクの
高い原発による発電はやめないといけないと思
います。

もし、このまま突き進んでいきますと、福島
の事故、九州の西端の川内の1、2号機が再稼働
しますと、恐らく日本は、もうとてもじゃない
けれど再生できなくなる可能性もあるし、当
然、オリンピックなどもこの日本では開くこ
とはできなくなると思っています。私たちが考
えている以上に、外国の方々のこの原発に対
する意識は、意識というか、危険性を認識
している度合いはかなり高いです。

十何年前の3号機の増設の環境影響調査の
ときには、福島原発の事故がなかったせいも
ありますが、私もその運動に懸命になったわ
けですけども、まるでばか者扱いでした。と
ころが、現実、ああいう事故がありまして、
皆さん身にしみてわかったわけですから、あ
の福島事故があったことを本当に率直に真
剣に考えれば、再稼働をしようということは
ちょっと考えられないんじゃないでしょうか。

どうかいま一度、再稼働に反対する陳情に
賛成していただけますように心からお願い申
し上げて、賛成討論といたします。

○議長(下迫田良信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) ほかに討論なしと認め、
起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。
よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長(下迫田良信君) 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定
しました。

次に、陳情第19号川内原発1、2号機の再
稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求
める陳情について、福田道代議員の発言を許
します。

[3番福田道代君登壇]

○3番(福田道代君) 私は、陳情第19号川
内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エ
ネルギーへの転換を求める陳情に賛成をし、
討論いたします。

福島原発事故から、もう3年9カ月とい
う年数がたちました。事故の現場は収束ど
ころか被害が拡大し続けて、海洋への大規
模な放射能汚染の危機に直面をしております。

原発は一たび重大な事故を起こし、放射
能が外部に流出する事態になると、人類は
これを制御する手だてを持たない。被害は
拡大をし続けるという異質の危険が猛威を
振るっています。世界有数の地震、津波国
日本では、その危険がとりわけ深刻となっ
ています。

今、日本で動いている原発は1基もあ
りません。それでも、国民生活も日本経済
も破綻していない。原発事故の原因究明
も行なわれていない中での原発の再稼働
など、あり得ないことではないでしょうか。

原発推進派は電力供給が不足をする、
コストが高いなどと言いますが、自然エ
ネルギーは普及が進めば進むほど供給は
安定をし、コストも低下をします。高コス
トというなら、原発こそが究極の高コス
トであるということ、あの福島原発の現
状が示しているのではないのでしょうか。

日本の原発の40倍に上る巨大な潜在力
を持つ自然エネルギー、この自然エネル
ギーこそ未来がありま

す。今、日本のエネルギーの中で、自然エネルギー利用の現状は国際的にも大きく立ちおくれて、電力供給に占める比率では、日本はダム水力を除けば2%、全体で11%という状況です。スペインの30%やドイツの22%を大きく下回っています。

日本の地域それぞれの条件に合った再生可能エネルギー、この開発利用を計画的に拡大することにエネルギー政策の重点を置いて、太陽光や熱、小水力、風力、地熱、そして波力、あるいは畜産や林業などの地域の産業と結んだバイオマスエネルギーなどは、まさに地域固有のエネルギー源となるのではないのでしょうか。この再生エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように追求し、地域経済に取り入れることができれば、そこから得られる電気やガスを販売することも、地域に新たな収入が生まれてまいります。

事業の成果や副産物を地元に戻したり、雇用や技術、また賃金の流れを地元を生み出すことで地域経済の活性化や、そのことに役立っていくということが、ドイツでは原発で働く人口は3万人ですが、再生可能エネルギーの分野では38万人が雇用されており、再生可能エネルギーにはすぐれた雇用効果がここでもあらわれています。

今、私たちは原発がストップしている中で暮らしていますが、今ここのいちき串木野の中で、個別的にも、また小水力とか水力発電、太陽光など、そのようなまちづくりが必要だと思っています。

議員の皆さん方、今、私たちが選択していくのはどの方向か、見きわめていかなければいけない時となっています。再生可能エネルギーへ御賛同をいただきたいと、討論いたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[2番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） 引き続き、陳情の賛成討論をさせていただきます。

私たち議員の役目というのは何なんでしょうか。究極的には、市民の命と健康とふるさとを守ることだと思っておりますので、再稼働をやってしましますと、その一番大事な、優先順位第一位であるべき

市民からの負託に応えることができないと考えます。

どうか皆さん、この原発の再稼働を認めないという市民の心からの陳情に対し、その意を酌んで、陳情を認めない、陳情に反対するという理由をお聞かせ願いたい。先ほど同僚議員がお一人、やむなくということはあるにしても、陳情に反対する討論をなさいましたが、その方のほかの議員さんはどのようなお考えなのか。

○議長（下迫田良信君） 田中議員。討論の本論を述べて、議員や当局の立場を問うのは控えて発言をしてください。

○2番（田中和矢君） そうですか。じゃあ、要望といたしまして、推進をされる方々はどのような理由で推進されるのか、これを明らかにしていただいた上で、本当に切なる願いの市民の陳情に対して反対されるのか、よく考えていただいて、ぜひ陳情に賛成していただきますように重ねてお願いしまして、討論いたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、中里純人議員の発言を許します。

[12番中里純人君登壇]

○12番（中里純人君） 私は陳情第19号川内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情について、賛成の立場から討論いたします。

県と薩摩川内市だけの同意で再稼働が進められています。規制委員会の田中俊一委員長は記者会見において、新規制基準は世界最高レベルだが、これをクリアしたからといって安全を保障するものではないと述べました。

川内原発から距離的にも風向きでも一番影響を受けるのは、薩摩川内市ではなく、我がいちき串木野市です。原発の安全性自体に不安を持っていらっしゃる方が多くおられます。避難計画に対しましては、市民の皆様の不安視する声や市民の半数を超える署名が寄せられ、本市議会も6月最終本会議で、市民の生命を守る実効性のある計画の確立を求める意見書を全会一致で可決いたしました。

医療機関、福祉施設などの避難先の受け入れや避難車両の渋滞、風向きなどによる複数の避難先の設

定など、迅速な避難についてはさまざまな課題があり、解決には時間がかかるようです。

放射性廃棄物の最終処分もままならない中、再稼働によりこれ以上の廃棄物を増やさないようにしなくてはなりません。原発に依存しない自然エネルギーへの転換を進めることで、不安のない生活を送れるわけです。

目先の経済的な利益にとらわれず、今の自然・環境というものを子供や孫の世代に贈るのが私たちの使命だと思います。議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、陳情第20号川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情について、田中和矢議員の発言を許します。

[2番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） 陳情第20号に賛成する討論をさせていただきます。

拙速な再稼働。もう県知事が、さも自分が再稼働を認可できる権限者であるかのような言動。それから、10キロ圏の、10キロ以上の、30キロまでのいろいろな方の意見を聞くと、よくわからん人に聞いたら錯綜すると。本当に県民を愚弄するような、もうこれは上から目線というよりも、人格を疑うような発言を繰り返されていて、そのようなことを何回も何回も繰り返されていますと、まるで総理大臣よりも激しく、積極的に再稼働を推進される姿勢がありだと思えます。薩摩国藩士として、本当にこんな姿勢でいいものかと義憤を感じる県知事の発言のもとに、薩摩川内市と議会と県議会とで決めてしまう、このようなことが許されていていいものでしょうか。

本当にいちき串木野が黙ってこのまま、このようなことを容認、まあ、いろんな仕方がないとかやむを得ないとかいうことを理由に容認しますと、国策ですから、最悪の場合は最後まで行ってしまいかもしれませんが、私たちいちき串木野市の議会が本当に真剣にそのことに異議を唱えないと、もうそれこそ、それ行けどんどんで、また福島事故の二の舞になり、その結果、再稼働に賛成の人も反対の人も等しくいろいろな被害をこうむってしまいます。

そのことを考えて、ぜひ、いちき串木野市はほかの市議会とは違もんどという心意気を示してもらいますように、この陳情にどうか賛成していただきますように重ねてお願いいたします。

反対の陳情でさえも認めていただけないような議会では恥ずかしいことだと私は考えます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は、陳情2号避難計画がない中での川内原発の再稼働に反対する意見書の提出を県に求めるもの、この陳情に賛成をして討論をいたします。

まず、このいちき串木野の人口は3万人、そして30キロ圏内にほとんどの人たちが住み、暮らしている地域です。この町で、避難計画がない中での川内原発の再稼働は反対だという署名が短期間、2カ月余りのうちに、人口の過半数1万5,000人を超えて

集まりました。これは全国的にも大きなニュースとして、この小ぢないちき串木野の町が、「いちき串木野ってどこにあるんだろう」「カワウチは知っているけれども」と、このような、全国的に大きくこの町の名前が広がりました。

有名な町となったいちき串木野市でございますが、しかしながら、川内原発の再稼働が今オーケーが出された中で、市民は、もうだめじゃないだろうか、しかし再稼働は何かストップしてほしい、自分たちが被曝をするだけではなく、孫たちが被曝をしてしまう、このような状況に置きたくない。こんな声が相次いで寄せられています。

12月9日の南日本新聞の社説には、安倍政権は新基準に適合した原発は再稼働を進めるとの基本方針である。しかし、国民の多くが受け入れた方針ではない。半径30キロ内の自治体が策定をする避難計画は、入院患者や要援護者の避難や車の渋滞対策、そして実効性が今疑われていると述べております。

風向きによって避難方向を変えろという調整システムが導入されたとのことだが、これが本当に機能できるのか。避難に必要なバスは確保できているのだろうか。国道3号線、270号線の渋滞、そして、津波が起こったときの高潮、どういう状況になるのだろうか。放射線汚染検査と除去、いわゆるスクリーニングはどこで、どのようにされるのか。安定ヨウ素剤の服用、これはどこで行われ、3歳以下の子供たちに対してはどのような対処がされるのかなど、さまざまな疑問、問題点が今、噴き出しています。

鹿児島県知事は九州電力と一体となって、川内原発の再稼働に向けて舵を切りました。再稼働に当たって、避難計画や火山対策の安全性の問題、活断層の問題など、ここにも多くの問題がそのまま取り残されたままなんです。何ら解決をしていません。まず再稼働先にありきを進めてきたこの川内原発。国や県の力によって推し進められてまいりましたが、このままでは余りにも危険ではないでしょうか。

こうした状況のもとで、市民の命、財産を守る責任のあるいちき串木野市長、また、県のみでなく、国に対しても再稼働にストップを訴えるべきではないでしょうか。今、市民の声をきちんと受けとめて、

この声に応えるのは、私たち代表の議員であると思っています。豊かなふるさとと、そこに根をおろしてこれから先も暮らしていく。市民の命と暮らしを守っていく。そのためにも、この本会議は川内原発の再稼働に断固反対すべきだと考えます。

あの福島の子供たちや、懐かしい町に帰れない福島県民に思いをはせて、議員の皆様、この陳情に対する御賛同を心よりお願いを申し上げまして、討論といたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[2番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） 何回も何回も申しわけないですが、最後の陳情の賛成討論をさせていただきます。

やはり言いたいことは、お金を優先すべきか。執行部の皆さんもお金がないと財政的にもなかなかやりにくいというのは、子供じゃありませんのでよくわかりますが、そういったものをもらって、何か事業をやって、それで市民が喜んでいるのだろうか、そのところも考えてみてください。

それから、我々議員も、そのことに関して執行部から提案のあった政策に対する賛否を意思表示するわけですが、そのようなお金でいろいろな行事を、イベントをやっても意味がないと考えます。そのようなお金でいろいろなことをやるよりも、むしろ安心していちき串木野で育て、子供たちも安心していちき串木野に住みたいと考える。

それから、定年退職後の方々が、団塊の世代で、いちき串木野に帰りたいという問い合わせも結構ありますが、ただ川内原発がすぐ近くだなあと。やっぱり家内とも話をすると、そこには行きたくないというのは、結構、表面に出てきていませんが、あるんです、皆さん。

人口を増やすいろいろな方策だって、いちき串木野はこういうふうに福祉の充実した介護施設を持っております。だから、安心して、気候の温暖な海を抱えておりますから、川内とか山手のほうよりも2度、3度、場合によっては暖かい、気候温暖なところ。ぜんそくの人がいちき串木野に住みたいと

いう問い合わせも、実際にあります。そういった方が、全快はしなくても大分楽になったという声もよく聞きます。

こういうすばらしい私たちの郷土、いちき串木野を守るためには、やはり原発はここできっぱりとノーという意思表示をして、そして豊かないちき串木野、豊かな郷土と胸を張って言えるような市づくりをしていくためにも、原発の再稼働には反対するという議会の意思表示を賜りたいように、そのように考えます。

どうか皆さん、私たちが今生きているのはもうあと、皆さん30年か、長い人でも40年ぐらいだと思います。ところが、それ以降の人のことも考えて、過酷な事故が起こりますと、300年、400年、人によっては、学者によっては、五、六百年は帰ってこれないというところを、そういった意見を慎重に謙虚に聞いて、心配し過ぎだがというような安易な考えを持たずに、ぜひこのことを。

しかも、その上に1万6,000人近くの市民が反対だという意思表示をしているんですから、その方々の意思を無視しない、黙殺しないで、しっかりと私たちは考えないといけないと思います。

どうか、このいちき串木野市をずっとずっと暮らしやすい場所に維持するためにも、それから、日本を守るためにも、確かに自衛隊とか防衛力とか安全保障の問題とかありますが、まずそういったものは全て吹っ飛びますので、このことで、どうかこの反対陳情に賛成をしていただけますように、よろしくお願いいたします。

賛成討論を終わります。ありがとうございます。

○議長（下迫田良信君） 傍聴の方々に重ねてお願いいたしますが、拍手等は禁止されておりますのでご注意ください。

次に、宇都耕平議員の発言を許します。

[16番宇都耕平君登壇]

○16番（宇都耕平君） 初めにちょっと時間をいただきまして、私は大事なこの12月定例議会を私ごとで欠席いたしました。市民及び有権者の皆様方には、大変まことに申しわけなく思っておりました。心からおわび申し上げます。そして、ここに御列席の執

行部の方々、並びに議会の皆様方にも心配をおかけいたしましたして、申しわけございませんでした。これからは健康に留意いたしまして、議会活動に頑張っていきたいと思っておりますから、よろしく願います。

それでは、陳情第2号に対して賛成の討論をいたします。市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

その第1は、6月議会の陳情書に、当市の市民の過半数を超える1万5,464筆の署名が添えられました。現在、1万5,679筆の署名になり、活動は継続中であります。我々議会人は市民の代弁者であり、市民の生命、財産及び安全安心を守ることは、我々が大切にしなければならぬ第一の責務であります。

第2に、避難計画が万全ではありません。当市は川内原発から5.4キロから20キロ圏にすっぽり入り、常に北西の風が吹いているところです。また、園児、児童、生徒を保護者へ引き渡し、病院や施設等の要援護者の避難計画の策定が進んでいなく、もしくは状況が把握されていないことが自治体アンケートでも明らかになっております。

また、原子力災害用の安定ヨウ素剤配布の説明資料を見れば、非常に煩雑であり、いざ原発事故が起きたときには対応できないことが疑問に思われております。一例をとれば、3歳未満の子供には錠剤は服用はできません。3歳未満の場合には、粉末のヨウ素剤を水に溶かし、液状にする必要があります。この粉末は県内の各保健所に保管されているとのごとでございます。いちき串木野市の近くでは、伊集院の保健所です。この具体的な配布方法も未定であります。

また、皆様御承知のとおり、12月24日、皆様議員にも配りましたけれども、南日本新聞の三面記事に、福島で甲状腺がん増加、子供4人、2巡目の検査で疑いと大きく報道されました。1986年のチェルノブイリ原発事故では、四、五年後に子供たちの甲状腺がんが急増したそうでございます。このように、大人のエゴでいつも犠牲になるのは弱い立場の子供た

ちとお年寄りであります。

経済優先より、心身ともに健康で、安心安全な生活を守ることが、我々議会人の務めであり責任であります。

また県と当市で実施した3回の説明会並びに川内原発の新規制基準適合性審査委員説明会でも、避難計画への不安、不信、再稼働反対の声が各会場でも圧倒的でした。

第3は、福島に何を学ばなくてはならないかです。2011年3月11日に起きた福島第一原発の事故で原発の安全神話は崩れ、想定外の事故が起きてしまいました。やがて4年がたとうとする今、多くの人々がふるさとを追われ、家族は離れ離れになり、過酷な仮設住宅で生活を強いられています。そして、汚染水、除染土砂など、その処理も進まず、廃炉作業も遅々として進んでいません。

私たちは今、福島第一原発がどうなっているのかをよく知り、そこから何を学ぶのか。そのためには川内原発1号機、2号機の再稼働は待つべきでしょう。やがて、川内原発も廃炉のときが来ます。つまり続ける使用済み核燃料、そして廃棄物をどう処理するのですか。我々の子供、孫に負の遺産を託してはなりません。以上の観点から、大人の責任として、子々孫々に至るまで禍根を残さぬようにしようではありませんか。

よって、陳情第2号については賛成の立場であります。いちき串木野市市民の声、民意を酌んでいただき、議員の皆様の御理解と御協力により御賛同をいただきますよう、そして採択していただきますよう、よろしく願いいたします。ヒューマンエラー並びに自然脅威は、避けて通れない事実であります。市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情の賛成討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後1時5分といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時05分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま議題とされました議案につきまして、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第65号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の額を増額しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正では、出産育児一時金の額を現行の39万円から1万4,000円増額し、40万4,000円とするものである。現在、産科医療補償制度の保険料分3万円の加算と39万円を合わせた、合計で42万円の支給を行っているが、来年1月1日から、産科医療補償制度の保険料が3万円から1万4,000円減額となることから、実質的には支給額の変更はないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、去る11月10日に、一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る公募型条件付一般競争入札を執行したことによるもので、入札の結果、契約金額18億2,358万円、福岡市南区那の

川1丁目23番35号、株式会社九電工、代表取締役社長西村松次を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことで、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

なお、工期は、議会の議決の日から平成29年2月28日までとのことであります。

審査の中で、建設予定の処分場はオープン方式であり、浸出水の問題が危惧されるが、豪雨等にも対応したものとなっているのかと質したところ、オープン方式は自然降雨により埋立物に含まれる有害物質を洗い流し、浸出処理を通して、早く埋立地内を安定させていくものである。本市の処理施設も非常に大きな調整槽を計画しており、この調整槽の大きさについては、先進地視察を行い、他施設を参考に検討を重ねたとの答弁であります。

また、モニタリング調査について継続して行っていく考えかと質したところ、モニタリングは埋立地のの上流と下流の地下水を調査し比較を行うもので、実施に当たっては国の法律で決まっております、間違いなく実施するとの答弁であります。

委員から、最終処分場の建設に当たり、川上地区だけでなく、水道水として利用する下流域の地域でも住民説明を行う必要があるのではないかと意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号指定管理者の指定についてであります。

本案は、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館、市立図書館市来分館、中央公民館、市来地域公民館の6施設の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1社の応募があり、株式会社図書館流通センターを指定しようとするもので、指定管理の期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間にするものであります。

審査の中で、雇用している従業員について、地元雇用を増やすことはできないかと質したところ、現在、6施設全体で13人を雇用し、そのうち市内居住者が7人で、市外居住者が6人いる。指定管理者と

してもできる限り地元雇用を望んでいるとのことで、職業安定所を通した場合に地元からの応募者がいない状況にあり、やむを得ず市外者を雇用しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

11款分担金及び負担金は、私立及び公立保育所を利用する方の保護者負担金、いわゆる保育料で、1,381万5,000円の計上でございます。

19款諸収入の4項1目民生費受託事業収入は、市外居住の児童が生福保育所に入所する場合、児童の出身市町村から受託事業収入を受け入れるもので、当初見込み2人に対し、実際には4人が見込まれることから、176万9,000円を計上しようとするものであります。

次に、歳出についてであります。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費は、平成27年4月から始まるパスポートの交付事務に係る準備経費であります。

審査の中で、4月以降は申請から交付まで10日程度を要することになるが、緊急時における対応は従来どおり県で対応してくれるのかと質したところ、海外での事件や事故の場合、外務省からの連絡により、日数を待たずに交付できる。そのほかの場合、県へ問い合わせを行い、許可が出たら申請及び交付ができるとの答弁であります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費は、障害児通所支援事業施設利用料助成金及び障害者総合支援法介護給付等事業が主なるもので、障害児通所支援事業施設利用料助成金については、障害児通所支援施設に通う障害児の施設利用料金を助成するもので、年間見込みとして、療育事業を延べ396人、放課後等デイサービス事業を275人と見込み、増加見込み247人、107万2,000円を追加しようとするものであります。

障害者総合支援法介護給付等事業は、介護給付費や訓練等給付費などの5事業等について、利用者等

の増加により、追加計上しようとするものであります。

3目老人福祉費は、高齢者等住宅改造推進事業補助金の追加であります。

2項児童福祉費は、私立保育所運営費の追加が主なるものであります。

審査の中で、保育所の入所児童数の見込みと待機児童の発生について質したところ、3月1日現在の公立及び私立保育園全体の児童数の見込みとして725人、入所率を129.5%と見込んでいる。現在のところ待機児童は発生していないものの、来年度は厳しい状況が予測され、年度途中で待機児童が発生する可能性がある。新しい子ども・子育て制度が来年4月から始まるが、その中で幼稚園が認定こども園へ移行する準備をしている法人もあり、それらができれば待機児童の発生が抑えられるのではないかとの答弁であります。

3項生活保護費は、医療扶助費等4,522万2,000円の追加であります。

増加の要因は、長期入院患者が年間見込みで5名増加したことが主なる要因とのことであります。

4款衛生費2項清掃費は、環境センターの管理費で、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の追加であります。

10款教育費2項小学校費は、教師用指導書等購入費の追加が主なるもので、平成27年4月から使用できるように、教師用の指導書及び教科書の購入について補正予算計上したとの説明であります。

3項中学校費は、決算見込みによる就学援助費の追加であります。

予算議案（第5号）中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市西塩田町24、いちき串木野市聴覚障害者協会会長十島昭一郎氏から提出されたものであります。

なお、陳情の審査に先立ち、陳情提出者を参考人として、参考人意見聴取を行ったものであります。

陳情の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとして、手話言語法の制定を求める意見書の提出を求められたものであります。

陳情者から直接話を聞く中で、改めて日本の手話に対する法整備の遅れに気づかされた。一日でも早い法の整備が必要であり、是非、意見書を提出すべきであるとの意見が述べられたほか、これまでの差別的な待遇を受けてきた歴史について知り、我々も反省させられた。本市では手話講習会を実施しているが、入門と基礎講座だけであり、手話通訳者の育成にも力を注ぐべきで、法整備に向け本市も声を上げるべきとの陳情趣旨に賛同する旨の意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第65号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号一般廃棄物管理型最終処分場浸

出水処理施設建設工事請負契約の締結について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番(福田道代君) 私は、議案第67号一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約の締結について反対し、討論を行います。

今回議案となっている管理型最終処分場は、現在使用されている最終処分場があと数年で満杯になるということで建設をされるものです。総額18億2,000万円をかけて5年がかりで造成される施設となる予定ですが、完成後15年程度しか使用できないとお聞きをいたしております。焼却炉で燃やした後の残渣、残りかす及び不燃ごみと一緒に埋められるのです。

青酸カリの1万倍の毒性があると言われているダイオキシンですが、このダイオキシンはベトナムの戦争の中で多量に使われ、そして、その猛毒によって、多くの子供たちが奇形児として出産されました。このダイオキシンの主要な発生源が焼却工程にあって、一般廃棄物焼却施設がその80%と推定されています。この猛毒のダイオキシンを含む焼却残渣によって、最終処分場が15年程度で満杯になるということです。

ごみの処理問題は、どこの自治体も大変頭を悩ませている問題です。市長は昨年の9月議会で、私の先輩の東勝巳議員の質問に対して、今後、いずれの自治体においても、自然循環型、しかも効率のよい、自然に優しい、安全といった方向を模索すべきで、そのような形になっていくことが望ましい、目指すべきだと答弁をされておられます。そうしたごみの処理の方向を目指すのであれば、このような大規模な最終処分場が本当に必要だとは思いません。

しかも、最終処分場建設について川上地域の周辺住民の協議会がつけられたとのことですが、ほとんど機能しておらず、年に1回程度の説明会が行われましたが、役員も毎年交代のところもあるし、引き継ぎもされておらず、市来の大里、湊町地域の人たちは、最終処分場について全く知らなかった、寝耳に水と驚かれております。

遮水シートを5層にしているから安全だといって

も、ゴムが劣化をするのは常識です。現実には、福島放射線の汚染水漏れもありました。最近の気候変化により土砂災害なども起こっていて、そのような中で、あの棚田のところにつくられる最終処分場が本当にどのような状況になるか、まだ明らかになっていません。

最終処分場のすぐそばに、水道水の水源がたくさんございます。特産の市来焼酎もこの地下水、井戸水を使ってつくられているところもございます。

「食のまちいちき串木野」として売り出している当市といたしまして、安全安心な食品のベースとなるおいしい水を汚すようなことはやめてほしいと思っております。

最後に、本市の自治基本条例に照らして、市長、市議会は市民に知らせる責務があり、このことを、責務があることを表明をして、反対討論といたします。

○議長(下迫田良信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(下迫田良信君) 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第69号指定管理者の指定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下迫田良信君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、陳情第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長平石耕二君登壇]

○産業建設委員長（平石耕二君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案2件の計3件であります。

去る12月17日、委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第68号いちき串木野市営駐車場条例及びいちき串木野市駅前広場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市来駅前広場及び市来駅前駐車場の整備に伴い、時間貸駐車場の使用料を定めるとともに、いちき串木野市駅前広場条例に市来駅前広場を加えようとするものであります。

説明によりますと、市来駅前の時間貸駐車場の使用料については、串木野駅前駐車場と同様に、3時間以内は無料、3時間を超える場合、3時間を超える5時間につき100円を加算した額とするとのことあります。

審査の中で、これまで使用料を無料としていた一般駐車場がなくなった経緯について質したところ、今回、駅舎の近くに短時間利用の駐車場を整備したことや、月極駐車場を利用して使用料を払っている方々との整合性を図る必要があることから、一般駐車場をなくし、時間貸し駐車場としたとの答弁であります。

また、市来駅前は串木野駅前と遜色なく整備されていくものと考えられるが、串木野駅前の月極駐車

場使用料3,100円に対し、市来駅前の月極駐車場使用料を現行の2,500円のままとした根拠について質したところ、周辺の駐車場料金の状況や、今回の市来駅周辺整備事業では月極駐車場部分の舗装等を行わないことなどを考慮し、据え置きとしているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

6款農林水産業費の農業委員会費は、農地基本台帳システムの更新に係る委託料79万9,000円の追加、農業振興費は、川上生活改善センター屋根防水事業に係る修繕料400万円及び寺堀地区の樹園地の方々が、県農地中間管理機構を通して農地を貸し出すことにより交付される地域集積協力金1,017万6,000円の計上であります。

審査の中で、川上生活改善センターは建築から30年経過しており、今後も維持管理費がかかることを考慮し、川上交流センターを充実させて集約することは考えられないかと質したところ、他の市町村と同様、公共施設はかなり老朽化してきており、今後の課題である。川上交流センターへの機能統合も一つの案であるが、現時点においては、地域住民の方々の利活用の状況を踏まえ、修繕しながら維持管理に努めていきたいとの答弁であります。

畜産業費は、肥育素牛導入保留緊急対策事業費補助金100万円の追加であります。

委員の中から、最近の円安で飼料価格が高騰したことなどにより畜産農家の経営が厳しくなってきたことから、今後も補助事業に力を入れてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、水産業振興費は、事業費決定による種子島周辺漁業対策事業補助金754万2,000円の追加であります。

説明によりますと、串木野市漁協が事業主体となり建築している、（仮称）まぐろレストラン建設について、建築単価の上昇等により事業費増となった。これに伴う県補助金の増がなかったため、市は要綱

に基づき補助すると、結果として市の補助金の負担割合が増となっているとのことであります。

審査の中で、今後、食の拠点エリアと商店街の連携、人が回遊できるシステムづくりが必要ではないかと質したところ、食の拠点エリアは、人口減少社会に向けて交流人口の増を図る大きなポイントとなる地点でもあり、商工会議所や市内の物産館等と連携し、それぞれの地点をつなげるようにしていきたいとの答弁であります。

次に、7款商工費の商工振興費は、JRが市来駅で実施する地域公共交通バリア解消促進等事業に対する補助金6,883万4,000円及び串木野中央通り会のアーケード撤去に対する補助金211万7,000円の計上であります。

審査の中で、市来駅のバリアフリー化により跨線橋が撤去され踏切方式にかわると、人身事故が発生するおそれがあることから、平日だけでなく、土日にも駅員を配置して事故を防ぐ考えはないかと質したところ、一義的には施設の管理者であるJRが責任を負うわけであるが、同様に整備される東市来駅や湯之元駅等の動向を見ながら、人的な対応も視野に入れ、安全対策に十分留意していきたいとの答弁であります。

薩摩藩英国留学生記念館管理費は、AEDや送迎バスの後方確認用カメラシステム、観光情報を伝えるための車内音声案内システムに係る備品購入費50万円の追加であります。

次に、8款土木費の公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計への繰出金110万円の追加であります。

予算議案（第5号）中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳出において、電気料金の値上がりによる串木野クリーンセンターの光熱水費220万円及び汚泥処理委託料100万円を追加するほか、串木野クリーンセンターの耐震化診断委託料の事業費

決定に伴い、委託料420万円を減額するものであります。

審査の中で、汚泥処理委託料が追加となった要因について質したところ、昨年度と比較して搬入量は変わらないが、昨年秋からチョウバエが大量発生し、周辺への影響を考慮して天日乾燥の量を減らしたことから、総重量が増えている。今後も、チョウバエの生態を考慮しながら、経費が上がらないよう、できる範囲で天日乾燥を実施していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○2番（田中和矢君） お尋ねします。

中央通りのアーケード撤去費の補助金の218万円は、撤去費にかかる費用は総額幾らで、補助率はどれほどだったのかということと、いつこの工事を始められるのか。

○産業建設委員長（平石耕二君） 補助金は211万7,000円でございます。これは総事業費が1,371万6,000円で、補助対象事業費が1,270万円。これを国が3分の2、市が6分の1、串木野中央通り会が6分の1で、211万7,000円ずつ、市と中央通り会が負担するというものでございます。

なお、予算案が議決された後、入札をして、工事にかかるというふうに聞いているところでございます。

○2番（田中和矢君） 現在、中央通りの商店街の中に商店として存在しておりますのが7軒、そのうち昼間も開いているようなお店が4軒ということですが、ここの中央通りの活性化のために211万円を補助していただくのはいいことなんですが、あわせて浜町通りのアーケードの問題が取り沙汰されております。この件については、産業建設委員会では何も話題には上がらなかったでしょうか。

○産業建設委員長（平石耕二君） そのことにつきましては、別件でございますので審議されませんでした。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第68号いちき串木野市営駐車場条例及びいちき串木野市駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第5号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は、平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算の中で、総務費の総務管理費に反対し、討論を行います。

社会保障・税番号制度システム整備費は、いわゆ

るマイナンバー法が昨年の5月の24日に成立をし、地方自治体でのシステム構築改修のための予算が盛り込まれています。基本的には全額国庫補助のものでございますが、税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化・給付抑制を狙うとともに、権力による国民の監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるものです。

日本共産党は国会でも、導入する必要は全くないとして反対をいたしました。私も、いちき串木野の市民にとってプラスになるものではないとして反対をし、討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は3常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20～日程第26

議案第70号～水道予算議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第20、議案第70号から日程第26、水道予算議案第2号までを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

去る12月3日に、特別職報酬等審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重し、平成26年12月に支給する期末手当の支給割合を0.15月分引き上げ、

1. 65月分に改定しようとするものであります。

これにより、年間の期末手当の支給率は3.05月分となり、平成27年度からは、今回引き上げ分を6月と12月に均等配分するものであります。

議案第71号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院の給与改定に関する勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に、本市職員の給料月額を平均0.27%引き上げるもので、平成26年4月1日から適用することとしております。

第2に、勤勉手当の改正であります。平成26年12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げ、0.825月分に改定しようとするものであります。

これにより年間の勤勉手当の支給率は1.5カ月分となり、平成27年度からは、今回引き上げ分を6月と12月に均等配分するものであります。

これらの改正に伴う影響額は、共済費を含めて、一般職員分で2,508万6,000円、議会議員、市長、副市長及び教育長分で130万2,000円の合計2,638万8,000円となる見込みであります。

次に、予算議案第6号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,560万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億7,834万円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、議案第70号及び議案第71号等による給与費等を各款にわたり調整し、3,503万2,000円を追加するとともに、特別会計への繰入金57万3,000円を追加しております。

これに伴い、歳入は、17款繰入金で財政調整基金繰入金を追加するものであります。

次に、簡水特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,935万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款簡易水道事業費で、職員2人分の給与改定等に伴う給与費等の追加であります。

歳入は、3款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、公下水特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,105万2,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び2款事業費で、職員5人分の給与改定等の調整による給与費等の減額であります。

歳入は、4款繰入金で一般会計繰入金の減額であります。

次に、療特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,421万円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で、職員2人分の給与改定等に伴う給与費等の追加であります。

歳入は、2款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

次に、水道予算議案第2号平成26年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において、水道事業費用で、職員7人分の給与改定等に伴う給与費等63万8,000円を追加し、収益的支出の総額を4億2,295万2,000円といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

まず、議案第70号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） 1点だけお尋ねをいたしますが、12月3日、特別職の報酬等審議会の答申がなされておりますが、これは退職金は全く関係ないわけでございますので、退職金のことについて何も話はなかったのかどうかですね。

それと、今、三役が1期4年間で幾ら退職金もらっているのか、そのことをお知らせいただけませんか。

○総務課長（中屋謙治君） お答えをいたします。

この特別職報酬等審議会でございますが、諮問の案件としまして、3点ほど諮問をしております。

1点目が、市長、副市長、教育長、この給与。それから、市議会議員の報酬、この額の内容について、どのようにすればいいかというのが1点でございます。

2点目が、同じく市長、副市長、教育長並びに市議会議員の期末手当の支給率。

3点目が、市長、副市長、教育長の退職手当支給割合。これについて諮問をしております。

この3点に対する答申でございますが、2点目の期末手当の支給率、これについて0.15月引き上げるべき、そのほかについては現行どおりが適当だという、こういう答申を得ております。

それから、2点目の退職金の関係でございますが、市長の退職金、現行で1,616万円でございます。それから副市長、教育長、月数で申し上げますが……。ちょっとお待ちください。

済みません、支給率で答弁したいと思います。副市長、支給率が100分の280ということで、給料月額11.2月分。それから、教育長が100分の250ということで、給料月額10月分でございます。大変失礼いたしました。

○15番（原口政敏君） 市長が1期4年で1,600万円。それで、副市長が大体900万円ぐらいだったと思っているんですよね。教育長が600万円かな。そ

ういうところだろうと。誤差があったら後でまた訂正していただきたいと思っておりますが、誤差がありますか。後で、それからわかったらしてください。

○総務課長（中屋謙治君） 失礼しました。

副市長でございますが、1期4年で714万円余りでございます。教育長が590万円、こういう金額になります。大変失礼しました。

○15番（原口政敏君） 1期4年間で市長が1,600万円、副市長が700万円、教育長が590万円。市民の理解を得られるかと思いますと、私はそうではないと思っております。

したがいまして、今回はこういうことで済んだわけでございますが、今後は、この三役の退職金におきましても、やはり答申をされないといけないと僕は思っている。余り私はこの金額には、退職金、今回は決まって、あと給料ですけれどね。あくまでも私の場合は退職金のことを質疑しているわけでございますので、今後は、このことについても審議をしていただきますことを要請をして、もう答弁は要りません。質問を終わります。

○総務課長（中屋謙治君） 先ほども答弁いたしましたが、この審議会につきましては、3点ほど諮問をしております。現行の額もしくは率でよろしいかどうかという。この中に特別職の退職手当の支給割合、これが現行でよろしいかどうかという、こういうことを諮問しております。

当市につきましては、職務・職責について大きな変更がないこと、あるいは他団体とも比較して均衡している、こういう状況はないという、そういうことで、結論として、現行の退職手当支給割合、これは適当であるという、こういう答申を得ております。終わります。

○12番（中里純人君） 報酬等審議会からの答申が12月3日にあったということでございますが、本日最終日に提案があるわけですが、二十数日たってからの提案ですが、事前に提案できなかったものか。私は、委員会付託ができたならよかったなと思っておりますが、その理由について伺います。

○総務課長（中屋謙治君） 12月3日、答申を得たところです。

この内容につきましては、12月9日だったと思っております。緊急でしたが、全員協議会を開催していただきまして、その答申内容については報告を申し上げたところでございます。

本日提案しておりますのは、議会議員あるいは特別職とあわせまして、一般職の給与改定についても提案をいたしております。この職員分につきましては、職員組合との協議という、こういうことで時間を要しまして、本日の提案になっております。御理解いただきたいと思っております。

○12番（中里純人君） 議案第70号は、いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例「等」の一部を改正する条例制定ということで、提案理由では、議会議員、特別職、教育長の三つの期末手当について提案されているわけですが、この条例の第36号が議会議員の報酬に関すること、条例の第39号が市長及び副市長の給与に関する条例、条例の第41号が教育長の給与に関する条例ということで、それぞれ別個の条例であると私は認識しているんですが、この三つを一つに、「等」という言葉で一つにして提案されたというのはどういう理由か、伺います。

○総務課長（中屋謙治君） お答えをいたします。

この議案第70号につきましては、先ほど来申し上げております12月3日、特別職の報酬等審議会の答申を受けて提案したものでございます。

御案内のとおり、内容につきましては、全て0.15月分期末手当を上げるという同じ内容でございます。そういうことで、三つの条例改正を一つの議案という形でまとめて提案するという、条例改正の手法としてこういう手法が一番効率的であるということで、これまでもこのような提案をしておるところでございます。

○12番（中里純人君） 率が同じということで一括して提案したということですが、率は一緒なんですけど、金額においては相当開きがあるわけですね、それぞれ。審議の仕方によっては、議会議員に関しては不採択、あとは採択というふうな手法もとれるんじゃないかと思いますが、率だけで一括していいものか、ちょっと疑問に思ったものですから伺いま

した。

○総務課長（中屋謙治君） 先ほど申し上げたような内容でございます。三つの案件、要因として、特別職報酬等審議会、この答申を受けて提案するという、そういうことで三つの条例をまとめて提案したところでございます。

確かに金額は違いますが、現行の期末手当、この率を0.15引き上げるという、要因としては県内状況を勘案してという、こういうことの審議会の答申を受けた形で、これを尊重する形で今回提案をしておりますので、このような形になっております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第71号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第6号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第2号平成26年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りをします。

ただいま、議題となっている議案第70号から水道予算議案第2号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から水道予算議案第2号までについては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第70号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 私は、議案第70号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その内容に反対し、討論を行います。

安倍政権の進めているアベノミクスは、景気悪化と貧困、格差の拡大をもたらしました。いちき串木野市の市民の暮らしも、年金の切り下げ、消費税の増税で苦しみ、多くの人々がパートタイム勤務や非正規雇用によって不安定な生活を強いられています。当市の基幹産業である農業従事者は、米の買い取り価格の暴落や交付金の半減により、生活苦は一層激しさを増し、漁業に従事する市民は、漁獲量の減少に加えて、燃料費の高騰によって、個人消費は持ち直すどころか、悪化の一途をたどっています。

このような中で、本市の市議会議員、市長、副市長、教育長の期末手当の引き上げには反対です。経済状況を考えるのであれば、そのお金は当市の非正

規職員の給与の引き上げのために使うべきだと考え、議案第70号に反対いたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、中里純人議員の発言を許します。

〔12番中里純人君登壇〕

○12番（中里純人君） 私は、議案第70号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

昨日の毎日新聞に、地方議会担い手不足深刻という記事がありました。高齢化や人口減少で自治体議会の担い手が不足し、選挙の無投票が7年間で2.8倍となり、有権者の投票機会が奪われている実態があるというものです。

その原因として、1、合併した自治体が一体感に乏しく、新たな議員のなり手が出てこない。2、合併で選挙活動の範囲が広がり、資金負担が増加した。3、議員の報酬削減や年金制度の廃止で若い世代のなり手が減った、が挙げられています。

本市の議員の平均年齢は64.06歳です。内訳は40代1人、50代3人、60代11人、70代3人で、職業は自営業、農業、年金受給者などで、専業で活動している議員はいません。議員の報酬だけでは、子供を専門学校や大学に進学させるのも困難で、生活が成り立たないのです。感性豊かで柔軟な発想ができる若い世代にまちづくりに取り組んでいただきたい。そして、世代交代がスムーズに進み、議会の活性化が図られたいのであります。本市の議員報酬額は、県下19市中14位と低いほうでございます。報酬等審議会におかれては、議員報酬について検討していただきたいのであります。

今回の条例改正は、特別職報酬等審議会の答申により、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当だけを対象に0.15%増額するものです。

鹿児島銀行の主要企業におけるボーナス支給調査によりますと、「ボーナスを支給しない」が8%、支給する企業は前年より5ポイント減の70%で、そのうちの9%がダウンとのこと。県内の主要企業でこのような状況ですので、中小零細企業においては、さらに支給率は低下するものと考えられます。

市民の皆様からは、給料は上がらず、ボーナスも当てにできず、4月の消費税値上げと物価高で生活が苦しいという多くの声が聞かれます。

今回の改正は、報酬等審議会での決定であり尊重すべきであります。本市の現況に鑑みると、期末手当の増額について市民の皆様の理解は得られないと思われることから、現時点での改正には反対するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第6号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第3号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第2号平成26年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時14分

再開 午後 2 時21分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教育民生委員長から、意見書案第 6 号手話言語法制定を求める意見書の提出についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 6 号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第 1 意見書案第 6 号

○議長（下迫田良信君） それでは、追加日程第 1 意見書案第 6 号を議題といたします。

教育民生委員長に趣旨説明を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま議題に供されました意見書案第 6 号手話言語法制定を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

2006年に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、2011年に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語、その他の意思疎通のための手段について

の選択の機会が確保されると定め、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。

このようなことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えするための環境整備が必要であります。

よって、手話を言語として普及、研究することのできる法律の整備が必要であることから、手話言語法制定を求める意見書を政府に対し提出しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、提案した次第であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） これより、質疑に入ります。

意見書案第 6 号手話言語法制定を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第29 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第29、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

これから、いよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方

には、健康に一層留意され越年されますよう、心から御祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成26年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時27分

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備が必要である。

よって本議会は、政府に対し下記事項を強く求めるものである。

記

1. 手話言語法（仮称）を制定すること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第5号 川内原子力発電所1、2号機再稼働に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成26年12月25日

総務委員会
委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 2. 行財政改革について
 3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について
 4. 企業誘致について

平成26年12月25日

総務委員会
委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成26年12月25日

教育民生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成26年12月25日

産業建設委員会
委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成27年1月16日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成27年1月22日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員